

会 議 録

会 議 の 名 称	平成31年第1回弘前市国民健康保険運営協議会
開 催 年 月 日	平成31年4月19日（金）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分 から 午後3時00分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之
出 席 者	被保険者代表：丹藤恵子 飛内典子 木村美代子 福島憲一 保険医又は保険薬剤師代表： 今村憲市 東野博 竹澤俊之 前田淳彦 公益代表： 島浩之 工藤繁廣 太田俊逸 阿保鉄幸 被用者保険等保険者代表：工藤一男 和田弘 大谷幸男
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 名 氏	健康こども部長：外川吉彦 国保年金課長：田中知己 国保年金課長補佐：蒔苗元 国保年金課主幹兼国保保険料係長：伴英憲 国保年金課主幹兼国保給付係長：三上真一 国保年金課国保健康事業係主幹：三上浄子 国保年金課国保健康事業係長：川畑和之
会 議 の 議 題	諮問事項 （1）国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を改定すること。 報告事項 （1）政令改正に伴う条例改正について （2）後期高齢者医療制度の改正に伴う規則改正について （3）第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）事業評価報告 （4）平成31年度弘前市国民健康保険特別会計当初予算について

<p>会 議 結 果</p>	<p>諮問事項に対する答申 異議なく諮問どおり国民健康保険料賦課限度額を改定することを適当と認める。 報告事項 全報告事項について了承。</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年第1回弘前市国民健康保険運営協議会次第 ・諮問書写し ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)の写し【諮問事項資料1】 ・基礎賦課限度額及び賦課限度額の改定内容【諮問事項資料2】 ・賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について【諮問事項資料3】 ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)の写し【条例改正資料1】 ・法定軽減基準の改正内容【条例改正資料2】 ・応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて【規則改正資料1】 ・旧被扶養者減免期間の改正内容【規則改正資料2】 ・第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)【報告事項資料1】 ・平成31年度弘前市国民健康保険特別会計当初予算について【報告事項資料2】

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状交付 3 会長挨拶 4 健康こども部長挨拶 5 協議事項 6 報告事項 7 閉 会 <hr/> <p>5 協議事項</p> <p>【以下、事務局からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長 (会長)) 諮問事項について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 今回の諮問事項は、国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額の改定です。社会保険方式を採用する医療保険制度では、被保険者の保険料負担に一定の上限を設けており、この上限が賦課限度額です。</p> <p>今回の改定は国民健康保険法施行令（政令）の一部改正に準じたものであり、【諮問事項資料1】の「第2 改正の内容」の1の下線部分のとおり、市においても保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げしようとするものです。</p> <p>【諮問事項資料2】は今回の改定部分を含めた賦課限度額全体の表です。今回の改定部分は基礎賦課額（国民健康保険に加入している被保険者の医療費に充てる保険料分）で、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は据置きとなり、3つの区分の合計賦課限度額を93万円から96万円に引き上げしようとするものです。</p> <p>【諮問事項資料3】は今回の改定に伴う影響世帯数等についての資料となっています。</p> <p>(議長 (会長)) 以上の説明に対する質疑はありますか。</p> <p><全委員質疑なし></p>
---	---

(議長 (会長))

質疑がないので、採決します。
諮問のとおり答申することに異議ありませんか。

<全委員了承>

(議長 (会長))

異議がないようですので、諮問のとおり答申することに決定しました。

(事務局)

本協議会からの答申を受け、条例改正の手続きを進めます。

6 報告事項

(事務局)

報告事項について説明します。

(1) 政令改正に伴う条例改正について【条例改正資料1・2】

国民健康保険法施行令（政令）の一部改正により、低所得者に対する国民健康保険料の法定軽減に該当する所得判定基準が改正されたことに伴い、市の条例も政令の改正内容に併せて改正しなければならないため、諮問事項ではなく、報告事項として説明します。

低所得者に対する軽減は7割・5割・2割の3つの基準がありますが、今回は5割・2割の軽減基準を改正します。
5割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が27万5千円だったのが28万円に5千円拡大され、
2割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が50万円だったのが51万円に1万円拡大されます。

(2) 後期高齢者医療制度の改正に伴う規則改正について

【規則改正資料1・2】

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被扶養者から国民健康保険に加入し被保険者となった者の保険料について、市の規則により資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置を実施していました。

今回の改正では、後期高齢者医療制度における応益割に係

る保険料軽減措置が平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされ、それと同様に市の規則を改正するものです。

(3) 第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）事業評価報告【報告事項資料1】

データヘルス計画は健診データや医療情報を活用し、健康課題を明らかにして、計画・実施・評価・改善という流れで効率的な保健事業を実施するための計画です。

平成29年度実施分を平成30年度に評価しましたので、報告します。

・特定健康診査

平成29年度の受診率は32.4%で目標の32%を達成。

・特定保健指導

平成29年度の実施率は39.2%で目標の33.5%を達成。

・高血圧重症化予防事業

Ⅲ度（健診時血圧の上の値が180以上、下の値が110以上）の未治療者の割合は、平成29年度の結果が53.0%で、目標の46.4%を達成していない。

健診受診者の高血圧者の割合は、平成29年度の結果が30.5%で、目標の32.0%を達成。

Ⅲ度の未治療者の割合が達成できなかった理由は、特定健診受診者数の増加により事業対象者数が増加したため。

・糖尿病性腎症重症化予防事業

健診受診者の糖尿病患者の割合は、平成29年度の結果が11.2%で、目標の10.2%を達成していない。

糖尿病未治療者が治療に結びついた割合は、平成29年度の結果が65.7%で、目標の76.0%を達成していない。

達成できなかった理由としては、特定健診受診者数の増加により糖尿病患者数が増え、事業対象者数が増加したため。

(4) 平成31年度弘前市国民健康保険特別会計当初予算について【報告事項資料2】

平成31年度当初予算の総額は192億2千952万1千円となっており、前年度に比べて7億4千413万7千円の減となっています。

増減の主なものとして、歳入における減額の主な科目は、

	<p>国民健康保険料（▲1億9千438万6千円 国保被保険者数の減少による）、県支出金（▲5億3千7万1千円 補助対象である保険給付費の減額による）となっています。</p> <p>歳出における増減の主な科目は、保険給付費（▲10億6千126万円 国保被保険者数の減少による）、国民健康保険事業費納付金（4億2千708万6千円の増）となっています。</p> <p>国民健康保険事業費納付金は、青森県が各市町村の納付金額を決定しているもので、算出方法は青森県全体の保険給付費等の見込み合計額から、国等の公費を差し引き、その後各市町村の所得水準等で按分し、市町村ごとの納付金額が決定されます。平成31年度は全体の被保険者数が減少するものの、医療の高度化などにより1人あたりの保険給付費等が増加する見込みであることや、国からの公費が減少することから、青森県全体の納付金が増額となり、結果として、市の納付金額も増額となりました。</p> <p>他に政策的繰入として、1億8千万円の予算計上、国民健康保険料収納対策、医療費適正化対策、特定健康診査及び糖尿病性腎症重症化予防なども継続して予算計上しています。</p> <p>(事務局) 以上の説明に対する質疑はありますか。</p> <p><全委員質疑なし></p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議は非公開。</p>